平成29年12月5日
第4回埼玉支部評議会

資料１

# 平成30年度保険料率について

# 平成30年度保険料率に関する埼玉支部評議会における意見（運営委員会提出）

## 1．平均保険料率

**【論点】**

- 協会けんぽの近年の財政状況や今後の５年収支見通し、医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。

- 平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論（別紙参照）においては、保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。

- 上記も踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

**【支部意見】**

- 準備金残高の将来予測を考慮し、全国平均保険料率を9.9%に引き下げるべき。

- 正確な将来予測ができないため、ある程度、準備金を積み立てておこうという考えは理解できるが、単年度収支が基本であること、準備金積立額も限度があるのではないかということ、また賃金水準も下がるような見通しもなく、上がるか現状維持であることを勘案し、現実的に10%から少しでも下げて9.9%にすべきではないか。

- 平成30年度の保険料率については、将来予測が困難であるため、現状維持が妥当と考える。保険料率を引き下げるとしても何%にするべきか根拠が乏しい。

## ２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

**【論点】**

➢ 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

■ 激変緩和措置は予定通り、平成30年度は1.4/10引き上げて、7.2/10とし、31年度末で解消することで問題ない。

## ３．保険料率の変更時期

**【論点】**

➢ 平成30年度保険料率の変更時期について、平成30年４月納付分（３月分）からでよいか。

■ 保険料率の変更時期は平成30年4月で問題ない。

# 平成30年度保険料率に関する各支部評議会における主な意見

## 意見の概要（第86回運営委員会（9/14）後に開催された47支部の評議会中で出された主な意見）

**1．30年度の平均保険料率について**

| | |
|---|---|
| ① 平均保険料率１０％を維持するべきという支部 | 14支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 19支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 14支部 |

**2．30年度の激変緩和措置について**

| | |
|---|---|
| ① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部 | 0支部 |
| ①と②の両方の意見のある支部 | 1支部 |
| ② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部 | 35支部 |
| ②と③の両方の意見のある支部 | 0支部 |
| ③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部 | 8支部 |
| ④ その他 （①と③に意見が分かれた支部） | 1支部 |
| | （「意見なし」等が2支部） |

**3．保険料率の変更時期について**

| | |
|---|---|
| ４月納付分からの改定が望ましい | 45支部 |
| うち、その他の意見もある支部（再掲） | 4支部 |
| | （「意見なし」が2支部） |

**4．その他** 30支部